



兵労発基 0514 第4号
平成27年5月14日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



平成27年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における平成26年の死傷者数は631人を数え、前年と比較して39人の増加となり、死亡者数も3人増加の12人という非常に残念な結果となりました。

また、本年に入り、4月末日現在で既に4人が死亡しており、憂慮すべき状況にあります。

平成26年における建設業の死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が約40%と最も多く、死亡者数においても12人中7人が「墜落・転落」災害であり、このような在来型の災害が今なお続く状況を開拓するには、今一度リスクアセスメントの確実な実施や改正予定の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の追加対策の普及を促進するとともに、本年7月より施行される足場等に係る改正労働安全衛生規則の確実な定着を図ることが重要であります。

当局では、建設業における労働災害を防止するため、毎年7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところですが、今年度もその実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、本月間の主唱者、協賛団体として、実施要綱に定める事項を展開していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。

平成27年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

主唱 兵庫労働局
各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部



協賛 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、平成26年の死傷者数(休業4日以上、以下同じ。)は4,683人と前年に比べ15人の増加となり、死亡者数も7人増加の43人となった。

建設業における平成26年の死傷者数は、前年より39人増加し631人、死亡者数も12人となり、3人増加という非常に残念な結果となった。また、本年に入り、4月末日現在で既に4人の方が死亡しており、憂慮すべき状況にある。

平成26年における建設業の死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が約40%と最も多く、死亡者数においても12人中7人が「墜落・転落」災害であり、この災害は高所作業における安全な作業床、手すりの設置や安全帯の使用などの墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれるところである。

このような在来型の災害が今なお続く状況を開拓するには、今一度建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行なうリスクアセスメントの確実な実施や改正予定の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の追加対策(以下「推進事項」という。)の普及を促進するとともに、本年7月より施行される足場等に係る改正労働安全衛生規則の確実な定着を図ることが重要である。

このため、本年度も7月を「平成27年建設業労働災害防止強化月間」(以下「強化月間」という。)と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や総合対策要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成27年7月1日から平成27年7月31日まで

3 目標

- ・足場等に係る改正労働安全衛生規則の確実な定着
- ・墜落・転落災害の防止
- ・車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・土砂崩壊災害の防止
- ・リスクアセスメント等の確実な実施
- ・高齢者に対する労働災害の防止
- ・解体工事における労働災害の防止
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

4 実施事項

(1) 主唱者

- ア) 関係災害防止団体・事業者・局署による合同パトロールの実施
- イ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ウ) 建設業者及び発注者に対する足場等に係る改正労働安全衛生規則の周知と履行確保
- エ) 建設業の災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催(6月～7月中)
- オ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請

カ)改正予定の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の追加対策の周知

キ)建設業の災害防止のための集団指導等の実施

ク)その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知

ケ)広報誌等による広報活動

(2)発注者(要請事項)

ア) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施

イ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底

ウ) 発注条件の適正化(改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置に必要な経費等の計上)、発注の平準化と工期の弾力化等

エ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進

オ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3)工事実施者(建設店社及び建設工事現場)

ア) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進

イ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

ウ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施

エ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(略称コスマス)に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれにに基づく計画・活動要領等の見直・改善

オ) 墜落・転落災害の防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保及び手すり先行工法等に関するガイドラインの周知、推進事項の実施、脚立や保護帽(「墜落時保護用」)の適正使用、安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進

カ)車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施

キ)土砂崩壊災害の防止対策

1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行

ク)解体工事における災害防止対策

リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止、ハーネス型安全帯の使用促進

ケ)木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保及び手すり先行工法等に関するガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、推進事項の実施、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及び不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進

コ)木工機械等による災害の防止対策

適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措置に係る日常的点検による有効保持

サ)新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実

シ)熱中症予防対策

WBGT(暑さ指数)を指標とした作業環境管理(日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保)

ス)化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止

建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行